

## コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿（P 8015）

### < 「原料（とうもろこし）欄」の記載要領 >

- (1) 「**受入先**」欄には、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該委託者であるコーンフレーク製造者名を記載する。
- (2) 「**規格**」欄には、とうもろこしの産地、種類及び品質の等級（例えば、「アメリカ・イエローNo.2」等）を記載する。
- (3) 「**課税標準価格**」、「**軽減を受けた関税額**」、「**輸入許可年月日**」及び「**輸入許可書の番号**」（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出年月日及び特例申告書の番号をかつこ書で併記する。）の各欄には、事後確認上必要と認められる場合には、ひき割りとうもろこし製造者にも記載させる。

### < 「中間製品（ひき割りとうもろこし）欄」の記載要領 >

- (1) 「**規格**」及び「**数量**」欄には、コーンフレーク製造者がひき割りとうもろこし製造者に委託した場合にあっては、ひき割りとうもろこし製造者には製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量を、コーンフレーク製造者にはひき割りとうもろこし製造者から受け入れた当該ひき割りとうもろこしの規格及び数量（原料から製品まで一貫して製造する場合にあっては、製造したひき割りとうもろこしの規格及び数量）を記載する。この場合における当該欄には、コーンフレーク製造用ひき割りとうもろこしの数量及び当該ひき割りとうもろこしの粒度（例えば、「4~6メッシュ」等）を記載する。
- (2) 「**副産物の品名**」及び「**副産物の数量**」欄には、コーンフレーク製造用のひき割りとうもろこしの製造の際に生ずる当該ひき割りとうもろこし以外の物品（例えば、コーンフレークの製造に適しないひき割りとうもろこし、コーンミール、胚芽、表皮等）の品名の異なるごとに記載する。

### < 「製品（コーンフレーク）欄」の記載要領 >

- 「**副産物の品名**」及び「**副産物の数量**」欄には、コーンフレークの等級について品名の異なるごとに記載する。